

令和6年1月八戸市議会臨時会

報 告 事 件

1 月市議会臨時会に報告すべき事件

報告第 1 号 専決処分の報告について
(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること
の専決処分)

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年1月19日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和5年9月28日に八戸市大字根城字西ノ沢の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第28号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における集水柵の蓋による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年12月27日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 84,892円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

